

令和3年(ネ)第247号 各原状回復等請求控訴事件

第1審原告(控訴人兼被控訴人、控訴人又は被控訴人) 今野秀則 外

第1審被告(被控訴人兼控訴人) 東京電力ホールディングス株式会社

外1名

準備書面(1)

令和4年9月21日

仙台高等裁判所第1民事部ア係 御中

第1審被告東京電力ホールディングス株式会社訴訟代理人

弁護士 岩倉 正 和喜謹
印

同 戸田 明謹
印

同 江口 雄一郎 謹
印

同 小林 真佐志 謹
印

同 前田 后 謹
印

同 小古山 和 謹
印

同 安 井 重



同 大 山 貴



同 棚 村 友



同 松 浦 克



1審被告東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」という。）は、本準備書面において、1審原告らの2022（令和4）年3月29日付「控訴理由書」（以下「1審原告控訴理由書」という。）に対して、必要な範囲で反論する。

第1 放射線量低下請求（原審請求の趣旨1項及び2項）に関する1審原告らの主張（『1審原告控訴理由書』第2章）に対する反論

1 はじめに

1審原告らは、『放射線量低下請求』と称して、東京電力及び国に対して、①「別表1記載の福島県双葉郡浪江町津島地区全域について、同地域の放射線量を毎時0.046マイクロシーベルトに至るまで低下させる義務があることを確認する」という『確認請求』（控訴の趣旨第1項）、及び、②「別表1記載の福島県双葉郡浪江町津島地区全域について、同地域の放射線量を毎時0.23マイクロシーベルトに至るまで低下させよ」という『給付請求』（同第2項）を求めている（1審原告ら控訴状3頁）。

これに対して、原判決は、『確認請求』について、④個々人が有する不動産所有権に基づく請求権や平穏生活権に基づく請求権を基礎として差止請求権が津島地区全域に及ぶと解することはできず、また、⑥東京電力は、飛散した放射性物質を支配し、これを除去し得る権限を有しているとみるとることはできず、差止請求権の相手方にはならないことから、1審原告らには実体法上の権利に基づく差止請求権があるとは認められないと正当に判示し（原判決206～207頁）、請求を棄却した。また、原判決は、『給付請求』について、1審被告らがなすべき作為義務の内容を具体的に特定しておらず、また、1審被告らがいかなる場所において作為をすべきかを

合理的な範囲に限定することができないことから、不適法であると正当に判示し(原判決208頁)、訴えを却下した。

東京電力は、後記2において、原判決の上記⑧の判示に対する1審原告らの反論に理由がないことを、後記3において、原判決の上記⑨の判示に対する1審原告らの反論に理由がないことを、また、後記4において、給付請求に関する原判決の上記判示に対する1審原告らの反論に理由がないことを、それぞれ、述べる。

2 放射線量低下請求権の実体法上の根拠(『1審原告控訴理由書』第2章第2節) に対する反論

(1) 平穏生活権について

1審原告らは、1審原告らが主張する平穏生活権は、津島地区という固有の地域において平穏に生活する権利であり、原判決は、平穏生活権の内実を判断しなかつたために平穏生活権の及ぶ範囲について誤った判断をしたものであると主張している(1審原告控訴理由書45頁)。

しかしながら、原判決が正当に判示したとおり、人格権の一態様である平穏生活権に基づく請求権が及ぶ場所的範囲は、個々人の生活環境を現実に阻害し又は阻害するおそれがある範囲に限られると解され、本件でいえば、津島居住原告個々人が生活するそれぞれの居住地に限定されるべきものである(原判決206頁)。1審原告らの主張は、独自の見解に過ぎない。

(2) 入会権について

1審原告らは、「津島地区全域において、それぞれ住宅地、農地、牧場、山林などの土地を所有しており、明確な入会権とは言えないとしても、山林などから湧水をひき、きのこを取るなどして生活を維持してきており、津島地区全域において、入会権に準じる法的保護に値する利益を有する」と述べ、また、少なくとも津島地区の山林地域に関しては、共有の性質を有しない入会権として地役権の規定が準用される（民法294条）べきであると主張している（1審原告控訴理由書46～47頁）。

しかしながら、原判決が正当に判示したとおり、1審原告らが主張する「入会的な利用権」は、民法上の物権的権利ではなく、解釈上も民法上の物権である入会権と同視できる権利ではなく、また、特別法上の差止請求権を認める権利ではない（原判決204頁）。

また、津島地区の山林地域について、共有の性質を有しない入会権が成立していることは何ら明らかにされておらず、むしろ、原判決は、「津島地区において、自然的にも、文化的にも、精神的にも豊かな生活を送っていた・・・ことによる利益は、その性質上、事実上のものであると言わざるを得ない」と判示しており（原判決206頁）、入会権の成立が認められないことは明らかである。

(3) 不法行為に基づく原状回復請求権について

1審原告らは、「民法709条の不法行為において、硬直した金銭賠償を原則とする解釈は、その後の現代的な社会現象の複雑化に対応出来なくなってきた」と

どと述べて（1審原告控訴理由書48頁）、「民法723条を類推適用して、原状回復請求を認めるべき」と主張している（1審原告控訴理由書50～51頁）。

しかしながら、原判決が正当に判示したとおり、民法上、差止請求権の一態様として原状回復請求権を認めているのは民法723条の場合に限られており（原判決204～205頁）、1審原告らの主張は、独自の見解に過ぎない。

また、1審原告らは、広島高判昭和48年2月14日や名古屋地判昭和47年10月19日を指摘して、「日本においても、公害事件等の解決のためには、法の解釈により、被害者の具体的な救済が必要となっている」と主張している（1審原告控訴理由書48～49頁）が、1審原告らの指摘するいずれの裁判例も、民法709条を根拠に差止請求を認めたものではなく、ましてや原状回復請求を認めたものではないから、1審原告らの主張を根拠付ける裁判例ではない。

3 東京電力が放射性物質を支配内に置いているとはいえないこと（『1審原告控訴理由書』第2章第3節に対する反論）

（1）妨害排除請求権ないし妨害予防請求権の要件について

1審原告らは、「妨害排除請求権等の相手方となる者には、自らその妨害状態を生ぜしめた者、それ以外にもその者の支配に属する事実によって侵害状態を生ぜしめている者も含まれる」とか、「条理上も・・・危険な先行行為に基づき、不動産に損害を与えた者には、先行行為に基づく作為義務として、除去する義務が生じると解される」などと主張している（1審原告控訴理由書52頁）。

しかしながら、原判決が正当に判示したとおり、所有権又は人格権に基づく妨害排除請求権ないし妨害予防請求権の発生要件を具備したと認めるためには、差止請求権の性質上、その相手方は、妨害を生じさせ又は妨害を生じさせる物質を支配内に置き、除去しうる権限を有していることが必要であると解される（原判決206頁）。この点に関し、我妻栄ほか『新訂物権法（民法講義II）』（岩波書店・1983年）266頁は、所有権に基づく物権的妨害排除請求権の相手方について、「現に妨害を生じさせている事実をその支配内に収めている者」と述べており、また、舟橋諒一ほか編『新版注釈民法（6）物権（1）』（有斐閣・1997年）141頁は、「請求の相手方は、現に無権限で他人の物を占有している者、または妨害物の所有者など他人の物への侵害状態を除去しうべき地位にある者」であると述べている。したがって、1審原告らの主張は、独自の見解に過ぎない。

（2）東京電力は放射性物質を支配内に置いてはいえず、除染し得る権限を有しないこと

1審原告らは、「経済的価値を有しない物と付合した場合には、付合した不動産の経済的価値は減少することになる・・・このような場合、民法上、特別の規定は設けられていないが、公平の観点からすれば、付合した不動産の所有者から、付合させた動産の元所有者に対する利得の返還請求や損害賠償請求、原状回復請求が認められるものと考えられる」（1審原告控訴理由書55～56頁）、また、「鳥取地裁平成16年9月7日（甲C141）は・・・動産であるウラン鉱採掘残土付近土地への堆積・放置が契約等により予定されていない場合、同残土の外形的独立性がなくとも、同残土の土地への付合は生じないこととされている」（同56頁）などと述べて、「本件放射性物質が不動産と一体となったことをもって、当然に、第1審被告東京電力が放射性物質を占有しなくなるわけではなく、支配から免れるというわけで

もない」と主張している（同56頁）。

しかしながら、原判決が正当に判示したとおり、現在、放射性物質は飛散し、東京電力の管理の及ばない1審原告らの不動産や居住地に付着しており、その放射性物質は、それが付着した不動産や居住地と分離することが事実上不可能であり、それらと一体化してその構成部分になったものと評価せざるを得ないから、東京電力は、飛散した放射性物質を支配し、これを除去し得る権限を有しているとみることはできない（原判決207頁）。そして、1審原告ら自らが「民法上、特別の規定は設けられていない」と認めているとおり、1審原告らの主張に根拠はなく、1審原告らの独自の主張に過ぎない。

また、鳥取地裁平成16年9月7日（甲C141）は、当該事案における事実関係を前提に当該廃棄物の土地への付合を否定した裁判例に過ぎず、本件放射性物質が不動産と一体となっているかの判断を左右するものでは全くない。

本件事故に関する同種事件における仙台高判平成30年9月20日（丙C41）が正当に判示したとおり、「本件土地上の放射性物質が本件事故によって付着したものか自然由来のものかを区別して特定することはできず、仮にこの点を措いたとしても、本件土地上から放射性物質のみを分離除去することは現実的に不可能なのである」、「そうすると、本件事故により放射性物質を飛散させ、本件土地上に付着させた、いわば原因行為者が被控訴人（引用者注：東京電力）であるとしても、現状においては、被控訴人において、本件土地上に付着させた放射性物質を自ら管理できる状態にあるとはいえない」のである。

したがって、東京電力が津島地区の放射性物質を支配内に管理し得る状況にあるとはいえない。

4 請求として特定性に欠けること（『1審原告控訴理由書』第2章第4節～第6節に対する反論）

（1）除染方法を特定する義務

1審原告らは、1審原告らは原子力の専門家ではないただの地域住民であり、放射性物質を除去するための技術など知る由もなく（1審原告控訴理由書60頁）、本来東京電力が速やかに除染をすべきところ、除染技術等の開発を怠った結果として除染方法が特定できないとすれば、その責任は東京電力にあるのであり、1審原告らが除染方法まで特定する義務はない（同63頁）などと述べて、請求の趣旨について特定されていないという主張は主張自体失当であると主張している（同64頁）。

しかしながら、除染により放射性物質を完全に除去する方法が現時点で確立されているとはいえないとしても、それは東京電力の懈怠によるものなどではない。この点を措くとしても、原判決が正当に判示したとおり、作為義務を定める給付請求を適法として是認するためには、執行機関において作為義務違反の有無を判定することが可能であることが訴訟要件となる（原判決207頁）のであり、請求内容は強制執行が可能な程度に一義的に特定されていることが必要である。1審原告らは、原子力の専門家ではないとしても、訴訟手続を利用して給付請求を求める以上、執行機関において作為義務違反の有無を判定することが可能である程度に請求の趣旨を特定することが求められるのであり、これを特定しないでよいことにはならない。

（2）除染の作為態様が特定されていないこと

1審原告らは、現在実施されている除染関係ガイドラインによる方法によれば毎時0.23マイクロシーベルト以下の放射線量にすることが可能であり、1審原告らはこのガイドラインの方法を許容しているから、少なくとも現在実施されている除染関係ガイドラインに基づく方法による原状回復方法により方法は特定されないと述べ（1審原告控訴理由書65・95頁）、①家屋、建物、農業用施設等の工作物、②道路、③農用地を含む土壤、④草木・森林、⑤河川、湖沼等ごとに放射性物質の除去手段を繊々主張している（同65～95頁）。

しかしながら、1審原告らの上記主張からも明らかかなとおり、放射性物質が存在する場所やその状況等により具体的な除染方法は変わるものであり、しかも、除染の対象となる場所が特定されていないこととも相まって、原判決が正当に判示したとおり、作為態様が特定されているとはいえないし、除染作業をどの程度行えば1審原告らの求める程度にまで放射線量が低下するかも不明である（原判決208頁）。

そもそも、除染により放射性物質を完全に除去する方法については現時点で確立されているとはいはず、帰還困難区域に指定されている津島地区について、いかなる除染手法によって原告らが求める放射線量を直ちに実現することができるのかという点について特定すること自体が事実上不可能であると言わざるを得ないし、また、除染した放射性物質をどこに移して保管、処分するかについても何ら特定されていないから、現実にかかる作為を強制執行によって実現することもできない。

以上のとおり、上記請求の趣旨（控訴の趣旨）は、その記載自体から、東京電力がなすべき作為義務の内容を具体的に特定するものとはいえない。

(3) 除染の範囲が特定されていないこと

1審原告らは、除染範囲を津島という行政区画としており、行政区画の特定にあたっては地番と地積測量図により具体的に特定することができると主張している（1審原告控訴理由書95～96頁）。

しかしながら、原判決が正当に判示したとおり、1審原告らが津島地区に所有する不動産の範囲ないし津島居住原告の居住地を超えて、津島地区全域を除染すべきとする法的根拠はなく（原判決205～206頁）、1審原告らは、津島地区のうち具体的にどの場所に放射性物質が存在し、当該放射性物質の除染を求めるものかを特定する必要がある。しかるに、1審原告らの請求の趣旨（控訴の趣旨）においてこの点を特定していないのであるから、請求の趣旨の特定を欠いている。

また、仮に、1審原告らの主張する「全域」を前提にするとしても、「全域」とは具体的にどこなのか、屋内を含むのか否か等、極めて広範な浪江町津島地区のうちの具体的にいかなる場所においてかかる作為を求めるかが具体的に特定されているとはいえない。また、この「全域」の放射線量を測定すること自体、事実上不可能である。

第2 慰謝料に関する1審原告らの主張（『1審原告控訴理由書』第3章第1節）に対する反論

1 「1 原判決の詳細な被害の事実認定」（1審原告控訴理由書113～115頁）に対する反論

原判決の「避難慰謝料、被ばく不安による精神的苦痛、ふるさと剥奪による精神的苦痛をそれぞれ算定すると、同じ要素を重複して考慮することになる」(原判決140頁)という判示に対して、1審原告らは、1審原告らの被害事実の認定から帰納法的に、被害に見合う1審原告らの精神的被害を慰謝するに足る賠償とは何かとの検討が全く捨象されると主張している(1審原告控訴理由書115頁)。

しかしながら、被害事実の認定に基づいて精神的苦痛に対する慰謝料を算定する際に同じ要素を重複して考慮すれば、かえって慰謝料の算定が被害事実に見合わない過大なものとなるから、同じ要素を重複して考慮することが許されないことは当然である。

そして、この点を前提として、東京電力控訴理由書で述べたとおり、原判決は、むしろ、慰謝料額の算定において考慮できない事情(1審原告らに当てはまらない事情)を考慮したという点(『東京電力控訴理由書』第2部第2)、さらに、東京電力が1審原告らに対して裁判実務において通常認められると想定される額を十分に超える額を賠償したという実態を正当に評価・考慮していない点(『東京電力控訴理由書』第2部第6)などから、1審原告らの被害実態を大きく上回る過大な慰謝料を不当に認定したものである。

2 「3 原賠書・中間指針賠償基準の不十分点」(1審原告控訴理由書117~118頁)に対する反論

1審原告らは、中間指針は暫定的な指針に過ぎず、損害の捉え方を制約したり、賠償範囲を制限したり、賠償額の上限を画したりするものではないと主張している(1審原告控訴理由書117頁)。

しかしながら、東京電力控訴理由書で述べたとおり、中間指針等及び自主賠償基準における損害項目及び算定方法は、被害者ごとに個別具体的に厳格に認定判断を行うことを前提としたものではなく、全体として本件事故による損害に対して十分な賠償がされることを意図したものであり、この点に関して、第53回審査会（令和3年2月8日）において、中間指針等の策定に関わられた鎌田薰早稲田大学教授・前総長（発言当時、審査会会長）は、「指針は、いわゆる本件事故と相当因果関係のある損害及び、場合によっては、その損害額の算定方法について、これは東電が払ってくれるだろうということを期待してではなくて、被害者がそれで納得していくだけれど、被害者に十分な救済を与えることができるという線を中間指針で出していった」と述べている（丙C194）（『東京電力控訴理由書』第2部第6-1及び2）。

そして、東京電力は、1審原告らに対して、裁判実務において通常認められると想定される額を十分に超える額を賠償済みである（『東京電力控訴理由書』第2部第6-3～5）。にもかかわらず、原判決は、かかる賠償実態を十分に認定しておらず、慰謝料額の算定にあたって、かかる賠償実態を適切に考慮したということはできない。

3 「4 交通事故損害賠償との対比の不当性」（1審原告控訴理由書118～121頁）に対する反論

（1）原判決が平成26年2月時点で社会通念上帰還が困難になったとみなして精神的損害を算定したことについて

原判決が、平成26年2月時点で1審原告らは社会通念上帰還が困難となったとみなして精神的損害を算定したのに対して、1審原告らは、1審原告らの避難は現在でも継続しており、損害額を値引きするために生活実態・被害感情を無視して「症

「状固定」を擬制するのは、被害の実態から目を逸らすものであるなどと主張している（1審原告控訴理由書118～119頁）。

しかしながら、平成26年2月までに、原告ら217世帯（231世帯から取り下げられた14世帯を除いた世帯数）のうち55世帯は、既に自らが選択した地域において住居を取得するなどして「避難生活」ではない生活を回復していたのであり、さらにその後数年内には、多くの1審原告らが「避難生活」ではない生活を既に回復していたのである（『東京電力控訴理由書』第2部第3-1）。したがって、1審原告らの避難は現在でも継続しているとの主張は、事実に反している。

また、1審原告らは、原判決が「損害額を値引きするため」に症状固定を擬制したなどと主張しているが、かかる1審原告らの主張は根拠のない憶測に過ぎない。かえって、東京電力控訴理由書で述べたとおり、原判決は、「避難生活が将来にわたって続く」という誤った前提に依拠してしまい、帰還が困難になったことによる精神的苦痛に対する慰謝料額を算定した（『東京電力控訴理由書』第2部第3-1）うえに、原判決が慰謝料額の算定にあたり挙げた事情は「津島地区に帰還しなくても十分に回復できる事情」であることを合理的に考慮することを行っておらず、原判決は、原告らが津島地区において平穏な生活を回復しない限り損害が生じ続けるという重大かつ誤った前提で慰謝料額を算定したものである（『東京電力控訴理由書』第2部第3-2）。

（2）自賠責基準を参考にしたことについて

1審原告らは、避難慰謝料について、中間指針等が、交通事故とは全く事情が異なる本件事故について、いわゆる「赤い本」による基準でなく、より低い基準金額

である自賠責保険の基準を参考としたのかが不明であると主張し、自賠責の傷害慰謝料自体に明確な根拠がないなどの意見（甲C 24・14頁）を援用している（1審原告控訴理由書119～121頁）。

しかしながら、中間指針等は、自賠責保険の傷害慰謝料を参考にしつつ、慰謝料の判例や赤い本等の慰謝料額の基準をも踏まえた上で定められたものである。そして、自賠責保険の支払基準は、複数回にわたり、消費者物価指数（CPI）、賃金上昇率、判例傾向、裁判水準を参考にして改定されており、合理性・相当性を有する基準である。

さらに、自賠責基準の傷害慰謝料には、（a）身体の傷害を負ったこと（肉体的苦痛）に伴う精神的苦痛と、（b）傷害を負ったことに起因する入通院による自由の拘束（生活の阻害）に伴う精神的苦痛という2つの要素が含まれているものと考えられるところ、本件事故によって避難を余儀なくされることによる精神的苦痛は、上記（b）の生活の阻害に伴う精神的苦痛に近いと考えられる。にもかかわらず、中間指針は、上記（a）の身体の傷害による精神的苦痛をも含む傷害慰謝料の基準を参考にしているのであるから、身体への傷害を伴うものではない本件事故の被害者に対する精神的損害の賠償の考え方として、自賠責基準を参考にすることが被害者に対して不当であるとは言えない。むしろ、審査会において検討された裁判例の賠償水準と比較しても、中間指針等における精神的損害に係る賠償額は、被害者保護の見地に立っての合理性及び相当性を有するものということができる。

4 「5 避難者訴訟判決（仙台高裁令和2年3月12日判決）・生業訴訟判決（仙台高裁令和2年9月30日判決）との比較」（1審原告控訴理由書121～127頁）に対する反論

(1) 1審原告らは、原判決が引用した2つの仙台高裁判決（仙台高裁令和2年3月12日判決及び仙台高裁令和2年9月30日判決）と原判決とでは慰謝料の内訳が異なっており、原判決が認定した被害事実によれば、原判決が認定した1人当たり1600万円の精神的損害は低額であると主張している（1審原告控訴理由書124頁）。

しかしながら、本件における1審原告らは、本件事故前から継続的かつ急速な人口減少が進んでいた津島地区に居住しており（『東京電力控訴理由書』第2部第2-3）、本件事故前の浪江町のアンケートでは、津島地区が住みよいと回答した者は約15%に過ぎず、これに関して住み慣れて愛着があると回答した者は約20%であった（同第2-4）のに対し、本件事故後も、相当数の原告らは、津島地区から約40キロメートル圏内で従前同様に自動車により容易に交流可能な圏内に居住し、本件事故後も交流を続けつつ、新たな交友関係を築いている（同第2-5）。

また、東京電力は、1審原告ら合計216世帯に対して総額約373億9303万円を支払済みであり、平均すると一世帯当たり約1億7311万円を超える額を既に支払済みであり、かかる既払賠償額は、「福島県の世帯の保有資産」（約2657万円）の状況に比して全体として十分なものであったといえるし、また、「全国の世帯ごとの保有資産額」（約3588万円）に照らしても、1審原告らの世帯は、全国的にみても高い水準の資産を保有するに至ったといえる（同第6-3（2））。

このような本件訴訟における事情等に鑑みれば、1審原告らに対する慰謝料が、

既に支払済みの 1450 万円を超えることはない。東京電力控訴理由書で述べたとおり、原判決は、1 審原告らの精神的損害が、一眼の失明や親指以外の手指の喪失などの社会通念上極めて深刻な心身に対する後遺障害が残った場合（後遺障害等級第 7 級）に受ける精神的損害を上回るという、社会通念から著しく乖離した判断を前提として、原告らの慰謝料の総額を一人当たり 1600 万円と結論付けた（原判決 197 頁）ものであり、原判決が原告らに認めた一人当たり 160 万円の慰謝料は、裁判所に認められる裁量権を逸脱した違法なものであり、破棄を免れない（『東京電力控訴理由書』第 2 部第 5）。

(2) また、1 審原告らは、上記の 2 つの仙台高裁判決は被ばく不安慰謝料についての請求を行っていない事案であるから、本件で被ばく不安慰謝料を慰謝料の増額要素として考慮するというのであれば、上記の 2 つの仙台高裁判決を上回る慰謝料額が認定されなければ、論理一貫性がないと主張した上で、本件における被ばく不安慰謝料は、原判決が認定した 30 万円にとどまるものではなく、300 万円が相当であると主張している（1 審原告控訴理由書 126～127 頁）。

しかしながら、東京電力控訴理由書で述べたとおり、津島居住原告が 20 mS v を超える被ばく線量に達したとは合理的に考えられず、かつ、福島県の調査においても健康被害があるとは考えにくいと報告されており（原判決 171 頁）、津島居住原告の被ばくによる健康リスクは「抽象的な危険」というべきものであるから、そもそも、原判決が被ばく不安を慰謝料の考慮事由とした上で 30 万円の慰謝料を認めたことが誤りであり、1 審原告らの被ばく不安慰謝料は認められない（『東京電力控訴理由書』第 2 部第 7）。

第3 1審原告らが継々主張している、本件に関する東京電力の重過失ないし悪質性なるものは認められないこと（『1審原告控訴理由書』第4章第3節第1に対する反論）

1 最判令和4年6月17日

1審原告らは、平成14年から平成20年までの間の1審被告らの津波に対する対応について継々述べた（1審原告控訴理由書149～196頁）上で、1審被告らには、単なる懈怠だけでなく、少し注意すれば本件事故を防げるような状況にあったことは明白で、重過失の存在が明らかであると主張している（同196頁）。

しかしながら、本件事故に関する1審被告国の責任について判示した最高裁令和3年（受）第1205号令和4年6月17日判決（以下「本件最判」という。）は、経済産業大臣が、平成14年7月31日に地震調査研究推進本部が公表した長期評価（以下「本件長期評価」という。甲B24の2）を前提に福島第一原子力発電所の事故を防ぐための適切な措置を講ずることを東京電力に義務付けていた場合には、防潮堤等を設置するという措置が講じられた蓋然性が高いと認定した（本件最判8頁）上で、防潮堤等の設置とともに原子炉の主要建屋等を水密化するという措置を想定することができたと判示した原審の判断（東京高判令和3年2月19日151頁・最高裁ウェブサイト掲載）を、「防潮堤等を設置するという措置は、本件事故以前に我が国における原子炉施設の津波対策の基本とされていたものであり、当時の知見の下においては、津波による原子炉施設の事故を防ぐための措置として合理的で確実なものであったということができる」、「防潮堤等の設置と併せて他の対策を講ずることを検討した蓋然性があるということはできない。」と述べて、これを明確に否定した（本件最判10～11頁）。

また、本件最判は、平成20年に東京電力が委託先から報告を受けた本件長期評価に基づく津波の試算は、当時考えられる最悪の事態に対応したものとして合理性を有する試算であったと認定した（本件最判8頁）上で、現実に発生した地震は本件長期評価に基づいて想定される地震よりもはるかに規模が大きいものであり、また、浸水深も試算された津波による浸水深よりも規模が大きいものであった等の事情に照らすと、本件津波の到来に伴って大量の海水が敷地に侵入することを避けられなかつた可能性が高く、本件事故と同様の事故が発生するに至つていた可能性が相当にあるといわざるを得ないと判示した（本件最判9～10頁）。

このように、本件最判は、本件長期評価を前提に適切な措置を講ずることでは本事故を防ぐことはできなかつた可能性が相當にあると判断したものであり、東京電力が少し注意すれば本件事故を防げるような状況にあつたという1審原告らの主張は、本件最判により否定されている。もっとも、東京電力の津波に対する対応についての1審原告らの主張（1審原告控訴理由書149～196頁）には、誤った評価等を述べるもののが多々あるため、下記2～7において、必要な限りで指摘する。

2 本件長期評価に対する東京電力の対応は適切であったこと

1審原告らは、本件長期評価公表直後、保安院担当者からの「福島～茨城沖も津波試算をするべきだ」との要求に対して、東京電力の社員である高尾誠氏が「論文を説明するなどして、40分間くらい抵抗し」、「結果的に計算するとはなつていない」と述べてこの要求を拒んだことは、積極的に安全対策を遅らせようとするものであり、悪質性を顕著に示すものであると主張している（1審原告控訴理由書148～150頁）。

しかしながら、以下のとおり、本件長期評価は、それまで波源が設定されていなかった福島県沖や茨城県沖の日本海溝寄りの領域にも津波地震の波源を追加して設定する科学的根拠の認められないものであったから、高尾氏の対応に問題はなく、まして悪質性は認められない。

(1) 津波評価技術の科学的根拠

ア 平成9年3月の4省庁報告書（甲B25の1及び2）

平成5年の北海道南西沖地震により奥尻島などが大津波に襲われたことを機に、国は、太平洋沿岸を対象として、過去に発生した地震・津波の規模及び被害状況を踏まえて想定し得る最大規模の地震について検討を行い、平成9年3月、農林水産省構造改善局、農林水産省水産庁、運輸省港湾局及び建設省河川局が、想定し得る最大規模の地震より発生する津波について概略的な精度ではあるものの津波数値解析を行い、津波高の傾向や海岸保全施設との関係についての概略的な把握等を行った「太平洋沿岸部地震津波防災計画手法調査報告書」（以下「4省庁報告書」という。甲B25の1及び2）を策定した。

4省庁報告書は、同じ場所で同じような地震が繰り返し起こるという地震長期予測の基本的な考え方を基本としているだけでなく、より安全側にたち、信頼のおける歴史資料が残されている過去約400年間（1600年以降）を超えるような、再来間隔が非常に長い地震であっても発生し得ることを想定し、地震の起こうり方が共通する地域では、地体構造にも共通の特徴があるため、日本周辺を地震の起こうり方（規模、頻度、深さ、震源モデル等）に共通性のある地域ごとに区分して地体構造との関連性について研究する地震地体構造論の知見を採用して

いた（甲B25の1・9頁）。

イ 平成14年2月の津波評価技術（甲B26の1～3）

4省庁報告書における津波数値解析手法は、概括的な精度にとどまり、具体的な津波評価方法を示していなかったため、東京電力を含む原子力事業者からの依頼に従い（甲B2・本文編375及び376頁）、土木学会原子力土木委員会は、高い安全性が求められる原子炉施設において、科学的根拠に基づく「想定し得る最大規模の地震津波」の評価方法を整備するべく、平成11年に原子炉施設の津波に対する安全性評価技術の体系化及び標準化について検討を行うことを目的として、津波評価部会を設置して研究を重ねた。

同津波評価部会は、4省庁報告書の策定を主導した首藤伸夫岩手県立大学教授（当時。現在は東北大学名誉教授。）が主査となり、阿部勝征東京大学教授（後に東京大学名誉教授。当時の地震本部地震調査委員会の委員であり、かつ、その長期評価部会・海溝型分科会の委員も務めていた。）、佐竹健治工業技術院地質調査所主任研究官（現：東京大学教授。当時の地震本部地震調査委員会・長期評価部会・海溝型分科会の委員を務めていた。）など、地震学及び津波工学の研究に関する第一人者が委員であった。

そして、平成14年2月、土木学会原子力土木委員会津波評価部会は、それまでの研究の成果を集大成して「現時点で確立しており実用として使用するのに疑点のないものが取りまとめられている」（甲B26の1・2、並頁）として、「原子力発電所の津波評価技術」（以下「津波評価技術」という。甲B26の1～3）を刊行した。

津波評価技術においても、4省庁報告書の考えに従い、過去起きた地震と同様の地震が繰り返し起こるという考え方から、「文献調査等に基づき、評価地点に最も大きな影響を及ぼしたと考えられる既往津波を評価対象として選定」し（甲B26の2・1-23）、「沿岸における津波の痕跡高をよく説明できるように断層パラメータを設定」した（甲B26の2・1-26）。そして、太平洋沿岸のようなプレート境界型の地震が歴史上繰り返し発生している沿岸地域については、各領域で想定される最大級の地震津波は既に経験しているとも考えられたが、念のためプレート境界付近に将来発生することが否定できない地震に伴う津波を評価対象とし、地震地体構造の知見を踏まえて想定津波の波源が設定された（甲B26の2・1-31）。

その結果、福島第一原子力発電所が位置する太平洋沖の日本海溝沿いについては、北部である三陸沖の日本海溝沿いに明治三陸地震（1896年）及び慶長三陸地震（1611年）の波源が設定され、また、南部である房総沖の日本海溝沿いに延宝房総沖地震（1677年）の波源が設定された。

これに対して、その間の領域である福島県沖の日本海溝沿いには、歴史記録も含めた文献調査によっても津波被害をもたらした地震の発生が認められないため、既往津波の断層パラメータが設定できないだけでなく、明治三陸地震及び慶長三陸地震が発生した三陸沖の日本海溝沿いとも、また、延宝房総沖地震が発生した房総沖の日本海溝沿いとも、地震地体構造が異なると考えられていた（乙B272・190及び192頁、乙B113・391～395頁）ため、津波評価技術では、福島県沖の日本海溝沿いには想定津波の波源が設定されなかった。

(2) 本件長期評価（甲B24の2）の科学的根拠

ア 地震調査委員会は、設立当初から、地震は同じ領域で同様の規模で繰り返し発生するという地震学の一般的な考え方従い、一定期間内に地震が発生する確率を予測することを基本として様々な活断層地震及び海溝型地震の長期評価を策定しており（乙F15・右下頁数で8、11及び111頁）、乙B12・4頁、乙B10・10頁、乙B81・3頁、乙B82・10頁）、実際に、本件長期評価より前に公表された海溝型地震についての長期評価では、いずれも、地震の繰り返し性に依拠し、将来発生する震源断層を同定して、次の地震の発生確率を予測していた（丙B69、甲B163）。

イ これに対して、地震調査委員会が平成14年7月31日に公表した本件長期評価は、「過去津波地震の発生が確認されていない福島県沖や茨城県沖の日本海溝寄りの領域も含めて日本海溝沿いの領域を1つにまとめ、三陸沖の日本海溝寄りで発生した津波地震である明治三陸地震と同様の津波地震がどこでも発生しうる」との見解（以下「本件見解」という。）を述べており、従来の地震学における一般的な考え方からは導かれない評価であった（甲B24の2）。

さらに、本件見解の根拠としては「相田,1977」及び「Tanioka & Satake,1996」が明示されていた（甲B24の2・19頁）¹が、いずれの論文も、どこでも津波地震が発生するという本件見解の考えとは矛盾する内容であった²。すなわち、「相田,1977」は、慶長三陸地震（1611年）と明治三陸地震（1896年）

¹ 長期評価は、本文のみならず、その後に「説明」が記載されており、当該部分は、主に専門家を対象に、評価を下した根拠となるべく具体的に、専門家が科学的な知見をもって、後で見直しができるように、できるだけ詳しく書かれているものである（乙F15・右下頁数で22頁、乙F3の1・右下頁数で35頁）。

² なお、本件見解の根拠論文としては、「Aida,1978」も記載されているが、同論文は、後日、地震調査委員会自身が誤りであったとして削除・訂正を行っている（乙B397の1～397の3）。

に関する論文であり、慶長三陸地震（1611年）を津波地震ではなく正断層地震と仮定し（乙B398・76頁）、また、明治三陸地震（1896年）を（津波地震ではない）十勝沖地震とほぼ同じ発震機構を持つと仮定しており（同号証77頁）、いずれの地震も「津波地震」とはしておらず、どこでも津波地震が発生するという本件見解の考え方とは矛盾した内容であった。また、「Tanioka & Satake, 1996」は、津波地震である明治三陸地震の研究論文であるものの、明治三陸地震が日本海溝寄りの領域のうち特定の場所で発生するという考え方を基にした論文であり（丙B70の1及び2）、どこでも津波地震が発生するという本件見解の考え方とは矛盾した内容であり、何ら積極的・具体的根拠も示されていなかった。

また、本件見解は、海溝型地震の発生可能性の長期的な確率評価を述べたに過ぎず、波源に関する情報は、僅かに、震源域の長さ及び幅やマグニチュードが示された程度であり、断層の位置、すべり量、傾斜角等という、原子力発電所の津波に係る安全設計を検討するために必要な情報は示されていなかった（甲B24の2・10頁表3-2）。

ウ 上記イで述べたように、本件長期評価には、本件見解についての積極的・具体的根拠が合理的には示されていなかったところ、保安院から東京電力に対して本件見解の根拠を確認するよう指示がなされたことから、東京電力は、海溝型分科会の委員である佐竹教授に本件見解の根拠を確認した。

そして、東京電力が佐竹教授に問い合わせた結果、同教授から、本件見解では「海溝沿いにはどこでおきるかわからない、としました。これは、先の1611年、1677年の津波地震の波源がはっきりとしないためです。」との回答

を受けた（乙B183資料③④）。すなわち、海溝型分科会は、1611年（慶長三陸地震）、1677年（延宝房総沖地震）の波源位置がはっきりしないという理由からどこでも起きると評価したにすぎなかつた。

（3）小括

以上より、地震は同じ領域で同様の規模で繰り返し発生するという地震学的一般的な考え方方が存在する（上記（1）及び（2）ア）にもかかわらず、本件見解は、慶長三陸地震及び延宝房総沖地震の波源位置がはっきりしないというだけの理由しかなく（上記（2）イ及びウ）、それまで発生が確認されていない福島県沖や茨城県沖の日本海溝寄りにも過去に津波地震が発生していたという新たな知見をもとに策定されたものではなかつた。

他方、平成14年2月に策定されていた津波評価技術は、慶長三陸地震の波源を三陸沖の日本海溝沿いに、また、延宝房総沖地震の波源を房総沖の日本海溝沿いに、それぞれ津波痕跡高を基にした論文を根拠として波源を設定していた（上記（1））のであり、津波評価技術で設定された波源に加え、本件見解に基づいて、それまで波源が設定されていなかった福島県沖や茨城県沖の日本海溝寄りの領域にも追加して津波地震の波源を設定する科学的根拠は認められなかつた。

3 東京電力が確率論の研究の中で本件見解を取り入れていたことは適切であつたこと

1審原告らは、東京電力が本件見解を確率論に取り入れていたのは、実質的には何もやらないに等しいことであると述べて、東京電力の悪質性を主張する（1審原

告控訴理由書 151 頁)。

しかしながら、上記 2 (2) 及び (3) で述べたとおり、津波評価技術で設定された波源に加えて、本件見解に基づいて津波地震の波源を追加して設定する科学的根拠は認められないため、確定論としての津波対策には取り入れることはできないものの、確率論は、根拠が乏しい事象も評価の基礎に取り込んで確率を算出することができるため、確定論では取り入れられないような本件見解も取り入れることができることから(乙 B 144)、東京電力は確率論の研究の中で本件見解を取り入れていたのであり、東京電力が確率論の研究の中で本件見解を取り入れていたことは適切であった。

4 平成 18 年の溢水勉強会は、想定外津波が発生する具体的危険性が認識されたものではないこと

1 審原告らは、溢水勉強会等での検討状況を根拠に、東京電力は津波対策が喫緊の課題であったことを認識していたにもかかわらず問題を先延ばしにするだけであったなどと述べて、東京電力の悪質性を主張している(控訴理由書 152~160 頁)。

しかしながら、溢水勉強会では、敷地高さ + 1 m の津波による浸水が無限に継続するというおよそありえない事態を所与の条件と仮定して、機器への影響がどのようなものになるかの評価が行われていたのであり(丙 B 71・8900~8901 頁)、当該検討によって想定外津波が到来する具体的危険性が認識されたものではない。

保安院における溢水勉強会の担当者も、「敷地の高さを超える津波については、あくまで外部溢水による機器の影響を見るために想定しただけであって、保安院にしても JNES にしても、敷地の高さを超える津波を予測していた訳ではなく、そのような津波に向けた対策を取らせようと考えていたわけではありませんでした」(丙 B 71・8902 頁) と述べている。

そして、福島第一原子力発電所の設計想定津波は、上記 2 (1) のとおり、津波評価技術により十分保守的に試算された津波であり、当該設計想定津波は敷地高を超えていなかったことから、東京電力は津波対策が喫緊の課題であったとは認識していないかったのであり、東京電力の対応に悪質性などは認められない。

5 耐震バックチェックにおける東京電力の対応

(1) 1 審原告らは、耐震バックチェックにあたっての東京電力の一部署である土木グループでの検討状況を綴々挙げて、東京電力は本件見解を津波算出の前提としなければならないことを認識していたと述べた (1 審原告控訴理由書 160～175 頁) うえで、平成 20 年 2 月 16 日に行われた中越沖地震対応打ち合わせにおいて津波に対する対策を進めていくことが承認されていたにもかかわらず、その後の詳細解析で本件原発の水位が O. P. +15.7 m になることが判明したため、平成 20 年 7 月 31 日の会議において本件見解を基にした津波対策を数年先送りにしたなどと主張している (同 175～178 頁)。

(2) しかしながら、耐震バックチェック報告書にいかなる知見をもとにした津波を取り入れるかを検討していた土木グループは、まず津波試算を実施してから社内で方針を決定していく手順を想定していた (乙 F 8 の 2・右下頁数で 170 頁、

乙F 9の1・右下頁数で26～27頁)から、当該津波試算が実施された平成20年3月18日より前に、耐震バックチェックに長期評価の見解を取り込む方針が決定されることはなかった。

実際に、平成20年2月16日の打ち合わせの議事録には、耐震バックチェックにおける津波対策が議題に挙げられていたことを裏付ける記載も、また、耐震バックチェックに長期評価の見解を取り入れることが了承されたことを裏付ける記載も、いずれも存在しない(乙F 7の4・右下頁数で444～446頁)。

(3) また、東京電力は、平成20年7月31日の会議において、土木学会に対して本件見解を踏まえた研究を委託して、研究の結果必要とされる対策を確実に行う方針を決定し、実際に土木学会に研究を委託した(乙F 8の2・右下頁数で207頁、乙F 7の1・右下頁数で113・115頁、乙F 7の4・右下頁数で570頁)。

過去に津波被害を生じるような地震の発生が福島県沖の日本海溝沿いで確認されておらず、一事業者が勝手に波源モデルを設定することはできないことから、東京電力が専門家により研究を進めるべく土木学会に検討を依頼したことは、極めて合理的な判断であった。

そして、土木学会は、従前の地震学の考えでは津波被害を伴うような地震の発生を想定し得ない福島県沖の日本海溝沿いにおいていかなる波源モデルを設定できるのかについて先駆的に検討を進めていたものの、福島県沖の日本海溝沿いにいかなる波源モデルを設定すべきであるかについての結論が導かれる前に、東北地方太平洋沖地震が発生し本件事故に至ったものである(乙F 8の2・右下頁数で209～210頁、乙F 1・右下頁数で47～48頁)。

以上より、東京電力は、耐震バックチェックの検討過程において、本件見解を踏まえて福島県沖の日本海溝沿いにいかなる波源を設定すべきかについて、専門家に対して検討を委託して研究を進めていたのであり、東京電力が本件見解に基づく津波対策を先送りした事実はない。

6 東京電力が貞観津波の知見に基づく津波対策を講じなかったことは適切であったこと

1審原告らは、平成18年11月13日、東京電力が貞観津波をバックチェックに取り入れないと決定し、その後も貞観津波の知見を取り入れなかつたことは、悪質であると主張しているようである（1審原告控訴理由書184～194頁）。

しかしながら、貞観津波の断層モデルを検討した論文の最終稿として平成20年10月17日に東京電力が佐竹教授から受領した論文（乙B40）には、「本研究では、断層の長さは3例を除いて200kmと固定したが、断層の南北方向の広がり（長さ）を調べるためにには、仙台湾より北の岩手県あるいは南の福島県や茨城県での調査が必要である」と述べて（同73頁）、更なる調査が行われる必要性を明示していたのであり、直ちに津波対策に取り入れられるような知見ではなかつた。

そのため、東京電力は、貞観津波の断層モデルを決めるために必要な津波堆積物調査を自ら行うことを決めて、平成21年12月から平成22年3月まで調査を実施していたのであり（乙F7の2・右下頁数で148～150頁、乙F7の4・161・右下頁数で615及び617頁）、東京電力は、貞観津波の知見に対して適切に対応していた。

そして、調査では、合計約50本以上のボーリングが行われたが、福島第一原子力発電所より北の2地点（相馬市、南相馬市）では貞観津波の堆積物が確認されたものの、福島第一原子力発電所のあった富岡町ほか南側の2地点（広野町、いわき市）では確認されず（乙F7の2・右下頁数で148～150頁、乙Fの7・右下頁数で617頁、丙B5の1・22頁）、福島第一原子力発電所の場所が貞観津波の被害があった場所とは認められなかった。

したがって、東京電力が貞観津波の知見を基に津波対策を講じなかつたことに問題はなく、まして悪質性など認められない。

7 土木学会に委託した東京電力の対応は適切であったこと

1審原告らは、東京電力が、電力会社と深いかかわりがあり、電力会社の社員も加わっている土木学会に津波対策の研究を委ねたことについて、重過失を基礎づける事実であると主張している（控訴理由書194～196頁）。

しかしながら、土木学会は、大正3年に設立され、昭和32年に土木学会内に原子力委員会が設置されて以降、原子力発電所の建設に伴う土木工学上の様々な研究活動を実施している国内有数の工学系団体である。実際、土木学会が昭和60年に取りまとめた「原子力発電所の重要構造物が設置される地盤や周辺斜面の調査試験法及び耐震安定性の評価手法」の研究成果は、国の安全審査内規に取り入れられているのである（乙B387、同389・181～182頁）、土木学会は、東京電力をはじめとする電力会社が研究を委託する組織としては適切であった。

そして、土木学会津波評価部会の主査を務めていた東北大学の首藤伸夫名誉教授

が「物事を作るような基準を作るんですから、現場の人が、必ず入ってもらつておかないとうまくいかんだろうというのは、これは、私は肌身にしみて感じております」と述べているとおり（乙F14・右下頁数で37・38頁）、原子力発電所の設計にかかわる研究をする以上、電力会社の社員が関与しなければ、実用的な研究は困難である。

また、電力事業者の社員は、専門家から原子力発電所に関するコメントを求められない限り積極的に議論に加わることはなく、議論は専門家間でなされていたのであって（乙F8の1・右下頁数で132～135頁）、電力会社の社員が含まれていなかったからといって土木学会での研究成果が電力会社に有利なものになることはない。

したがつて、東京電力が土木学会に研究を委託したことは適切であり、まして東京電力の重過失を基礎づける事実などではない。

以 上